

奈良市公報

第 2 2 3 号

平成19年 8 月 1 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

- 奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

告 示

- 一般競争入札の実施…………… 1
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 3
○奈良市営墓地使用者の募集…………… 3
○住居番号の設定…………… 4
○奈良市人権文化センター等のあり方に関する検討委員会設置要綱…………… 4
○放置自転車等の保管…………… 5
○総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地の区域の認定…………… 5
○奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定…………… 5
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 5
○放置自転車等の保管…………… 6
○放置自転車等の処分…………… 6
○都市計画地区計画の原案の公衆縦覧…………… 6
○新設の事業計画のある道路の指定…………… 6
○住民票の写し、印鑑登録証及び印鑑登録証明書の無効…………… 7
○放置自転車等の保管…………… 7
○予防接種の実施の一部改正…………… 7
○放置自転車等の保管…………… 7

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…………… 7
○奈良市水道局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示…………… 8
○奈良市水道局自家用電気工作物施設保安規程の一部を改正する規程…………… 8
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 10

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 10

農 業 委 員 会

- 農政部会の招集…………… 10
○農地部会の招集…………… 11

規 則

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の一部

を改正する規則をここに公布する。

平成19年 7 月 2 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第69号

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年奈良市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる証明書」を「乳幼児医療費受給資格証（別記第 2 号様式。以下「資格証」という。）」に改め、各号を削り、同条第 2 項中「乳幼児医療費受給資格証（以下「資格証」という。）」を「資格証」に改め、「前項第 1 号に規定する資格証にあつては当該乳幼児が 3 歳に達する日の属する月の末日、同項第 2 号に規定する資格証にあつては」を削る。

第 5 条の 2 を削る。

別記第 3 号様式を次のように改める。

第 3 号様式 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき交付されている乳幼児医療費受給資格証は、この規則による改正後の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則第 4 条の規定に基づく乳幼児医療費受給資格証とみなす。

（平成19年 7 月 2 日揭示済）

告 示

奈良市告示第385号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成19年 7 月 2 日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 入札に付する事項

東部第 2 - 1 地区管路施設工事（興ヶ原）13工区ほか 28件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (通常の単体での参加者に必要な資格) (1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。 (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。 (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。 ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。 (特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格) 2社または3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員の平成17年度又は平成18年度における公共工事の内、土木工事の1社1工事の工事完成高の合計金額が参加しようとする工事の予定価格以上であること。また、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。 (1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。 (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がBに格付されていること。 (3) 当該工事の専任の一級土木施工監理技術者を配置できること。 (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。 (5) 平成19年7月2日から平成19年7月5日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の制限付一般競争入札参加申請を終えていること。 (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (7) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。 3 設計図書等を示す日時及び場所 (1) 日時 告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。) (2) 場所 告示日から平成19年7月5日までは入札控室、同月6日以降は監理課窓口 4 入札の場所	奈良市役所入札室 5 入札の日時 別表のとおり 6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。 7 郵便入札に関する事項 (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便 (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留 (4) 郵便入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書 ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札 8 入札参加申請 (通常の単体での参加者) 入札参加を申請する者は、告示日から平成19年7月5日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課(場合によっては閲覧室)に持参してください。 (特定建設工事共同企業体での参加者) (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。 ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書 イ 特定建設工事共同企業体協定書(共同連帯施工型) ウ 委任状 エ 専任の一級土木施工監理技術者の資格を証するものの写し(各構成員) オ 平成17年度又は平成18年度における公共工事の内、土木工事の1社1工事の契約書の原本(契約書については監理課で確認後返還する。)又は完成工事高証明書。(各構成員) (2) 入札参加申請方法 特定建設工事共同企業体で入札参加を申請する者は、各構成員は告示日から平成19年7月5日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを
---	--

除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課(場合によっては閲覧室)に持参してください。

その後、特定建設工事共同企業体として平成19年7月6日から平成19年7月11日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定
(通常の単体での参加者)

- (1) 審査機関
- 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知
- 平成19年7月6日までに入札参加申請者に通知します。
- (特定建設工事共同企業体での参加者)

- (1) 審査機関
- 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知
- 平成19年7月18日までに共同企業体の代表者に通知します。

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
西登美ヶ丘幹線-16	奈良市登美ヶ丘二丁目4048-7	奈良市登美ヶ丘二丁目4048-7
西登美ヶ丘幹線-17	奈良市登美ヶ丘二丁目4048-1	奈良市登美ヶ丘二丁目4048-1
押熊第2幹線-56	奈良市中山町1686-7	奈良市中山町1631-1
押熊第2幹線-57	奈良市中山町1622-1	奈良市中山町1631-1
五条幹線-203	奈良市五条西一丁目1029-1	奈良市五条西一丁目5809-2
六条第1幹線-92	奈良市六条西二丁目1214-1	奈良市六条西二丁目1205-31
紀寺幹線-32	奈良市紀寺町658-1	奈良市紀寺町658-4
高畑幹線-24	奈良市南城戸町42	奈良市南城戸町42
横井幹線-151	奈良市古市町16-3	奈良市古市町1-2

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成19年7月2日揭示済)

奈良市告示第387号

奈良市営墓地使用者を次のとおり募集します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
- 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成19年7月2日揭示済)

奈良市告示第386号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成19年7月2日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成19年7月2日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 藤 原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成19年7月16日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市登美ヶ丘二丁目、中山町、五条西一丁目、六条西二丁目、紀寺町、南城戸町及び古市町の各一部

平成19年7月2日
奈良市長 藤 原 昭

1 申込・受付

- (1) 募集区画
- 寺山霊苑 9区画
南山墓地 1区画

(2) 申込資格

ア 奈良市に住民登録又は外国人登録されていて、現

に居住する世帯主
イ 使用許可を受けた後、3年以内に碑石等を建設できる方。なお、この期間内に建設できない場合は、使用許可を取り消す場合があります。

(3) 受付期間

平成19年7月23日（月）から同月29日（日）まで

(4) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(5) 受付場所

平成19年7月23日（月）から同月27日（金）までは
市役所中央棟2階第13会議室

平成19年7月28日（土）から同月29日（日）までは
市役所中央棟1階第3会議室

(6) 注意事項

ア 申込書に必要事項を記入のうえ、印鑑と官製ハガキ（宛先に申込者の住所、氏名を記入のこと）と共に受付場所に提出してください。

イ 記載事項の確認のため、本人又は身内の方が直接申し込んでください。

ウ 1世帯1区画とし、世帯主で申込をしてください。

エ 寺山霊苑と南山墓地の重複申込はできません。

オ 募集区を決めて申してください。区画場所の指定はできません。

カ 一旦申込された後の募集区の変更はできません。

※ 申込にあたり、資格条件を満たしていない場合や上記注意事項が守られていない場合は、当選された場合でも無効になります。

2 公開抽選（申込多数の場合）

(1) 抽選日時

平成19年7月31日（火）午前10時から

(2) 抽選場所

市役所北棟5階第21会議室

(3) 当選者には、当選通知書と使用許可申請書及び当初使用料・年間使用料納入通知書を送付します。

3 当初使用料及び年間使用料の納入

(1) 納入期限

平成19年8月31日（金）まで

(2) 送付しました当初使用料・年間使用料納入通知書により指定金融機関又は、代理金融機関で納入してください。

(3) 納入期間内に使用料を納入されない場合は、当選は無効となります。

4 使用許可申請

(1) 申請期限

平成19年9月10日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く）

(2) 申請時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 申請場所

市民生活部市民課生活環境係（中央棟1階市民ホール北側）

(4) 当選通知書、使用許可申請書、使用料領収書及び印鑑を持参してください。

5 連絡先

市民生活部市民課生活環境係（☎34-1111内線2671）

（平成19年7月2日揭示済）

奈良市告示第388号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成19年7月3日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

（平成19年7月3日揭示済）

奈良市告示第389号

奈良市人権文化センター等のあり方に関する検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成19年7月4日

奈良市長 藤原 昭

奈良市人権文化センター等のあり方に関する検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 奈良市の同和行政を真に人権行政にするための一環として、今後における中長期的な視野での人権文化センター、児童館、共同浴場及び自動車駐車場（以下「人権文化センター等」という。）のあり方を見直すため、奈良市人権文化センター等のあり方に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。

(1) 人権文化センター等のあり方に関すること。

(2) 前号に付随して必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 弁護士

(3) 施設関係者

(4) 市職員

(5) その他市長が適当と認める者

（委員長）

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。（会議）

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する

会議は、市長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(報告)

第6条 検討委員会は、第2条に掲げる事項の検討が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、人権推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年7月4日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第6条の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。

(平成19年7月4日揭示済)

奈良市告示第390号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年7月5日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成19年7月5日

3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表

(平成19年7月5日揭示済)

奈良市告示第391号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により認定した総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地の区域を同条第6項の規定により公告し、関係図書を一般の縦覧に供します。

平成19年7月5日

奈良市長 藤 原 昭

1 一団地の区域の地名地番
奈良市神功一丁目6番地

2 認定年月日及び認定番号

(1) 認定年月日 平成19年7月5日

(2) 認定番号 奈良市指令整建第44号

3 関係図書の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市 都市整備部
まちづくり指導室 建築指導課

(平成19年7月5日揭示済)

奈良市告示第392号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年7月6日

奈良市長 藤 原 昭

名 称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 大安寺設備	代表取締役 福嶋 卓	奈良市南永井町 75番地2	平成19年 7月5日

(平成19年7月6日揭示済)

奈良市告示第393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年7月6日

奈良市長 藤 原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指 定 年月日
名称	所在地		
開設者			

名称	主たる事務所所在地		
デイサービス ゆう	奈良市芝辻町四丁目2-9コーポラス新大宮1F	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成19年7月5日 平成19年7月5日
株式会社関西ビルドテック	奈良県奈良市林小路町1番地1		
サンケア	奈良市富雄元町二丁目6-33(2F)	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成19年7月1日 平成19年7月1日
株式会社サンケア	奈良県奈良市富雄元町二丁目6番33号(2F)		

(平成19年7月6日揭示済)

奈良市告示第394号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年7月6日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年7月6日
- 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年7月6日揭示済)

奈良市告示第395号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成19年7月6日

奈良市長 藤原 昭

- 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成19年7月20日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成19年4月10日から同月13日まで、同月16日から同月20日まで、同月23日から同月25日まで。

(平成19年7月6日揭示済)

奈良市告示第396号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成19年7月9日

奈良市長 藤原 昭

- 地区計画等の種類
地区計画
- 地区計画の名称
あやめ池遊園地跡地地区計画
- 地区計画の位置
奈良市あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目及びあやめ池北三丁目の各一部
- 地区計画の区域
別紙図面のとおりに
- 地区計画の面積
約20.8ha
- 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 地区計画の原案の縦覧期間
平成19年7月10日から同月24日まで
- 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成19年7月31日までに必着するように提出してください。

別紙省略

(平成19年7月9日揭示済)

奈良市告示第397号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成19年7月10日

奈良市長 藤原 昭

- 指定年月日
平成19年7月10日
- 指定した道路の区域
起点側地名及び地番 奈良市山陵町1055番21

終点側地名及び地番 奈良市山陵町1055番49
3 指定した道路の幅員
4.2m
4 指定した道路の延長
43.7m
(平成19年 7 月10日揭示済)

奈良市告示第398号

下記の者に係る住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定に基づく平成19年 4 月20日届出の転入届は、事実に基づかない虚偽の届出であることが判明したため、これらの届出に基づく処理を取り消し、交付済みの住民票の写し、印鑑登録証及び印鑑登録証明書を無効とします。

平成19年 7 月11日

奈良市長 藤 原 昭

以下省略

(平成19年 7 月11日揭示済)

奈良市告示第399号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成19年 7 月11日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年 7 月11日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成19年 7 月11日揭示済)

奈良市告示第400号

平成19年奈良市告示第185号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成19年 7 月12日

奈良市長 藤 原 昭

次のよう省略

(平成19年 7 月12日揭示済)

奈良市告示第401号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成19年 7 月13日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
平成19年 7 月13日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成19年 7 月13日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第22号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

平成19年 7 月 2 日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

- 1 入札に付する事項
送・配水管工事、市内平松三丁目地内（工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成19年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
 - (2) 場所
水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー
- 4 入札の場所
水道局 4 階 大会議室（北側）
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定

の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年7月5日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年7月6日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成19年7月2日揭示済）

奈良市水道局告示第23号

奈良市水道局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年7月2日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

奈良市水道局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市水道局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱（平成14年奈良市水道局告示第25号）の一部を次のように改める。

別表一般競争入札の部第4項中「落札金額」を「最低制限価格並びに落札金額」に改め、同部第5項中「最低制限価格又は最低制限比較価格」を「最低制限基準価格又は最低制限基準比較価格」に改め、同表指名競争入札の部第3項中「落札金額」を「最低制限価格並びに落札金額」に改め、同部第4項中「最低制限価格又は最低制限比較価格」を「最低制限基準価格又は最低制限基準比較価格」に改め、「開札録」を「指名通知書」に改め、「落札後」を「指名通知後」に改める。

附 則

この告示は、平成19年7月2日から施行し、この告示による改正後の奈良市水道局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（平成19年7月2日揭示済）

奈良市水道局管理規程第10号

奈良市水道局自家用電気工作物施設保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年7月2日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

奈良市水道局自家用電気工作物施設保安規程の一部を改正する規程

奈良市水道局自家用電気工作物施設保安規程（昭和40年奈良市水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「(タイトランスを除く。)」を削り、同条第3号中「電気需給契約書に基づくものとする。」を「同上」に改め、同条第22号を同条第24号とし、同条第21号の次に次の2号を加える。

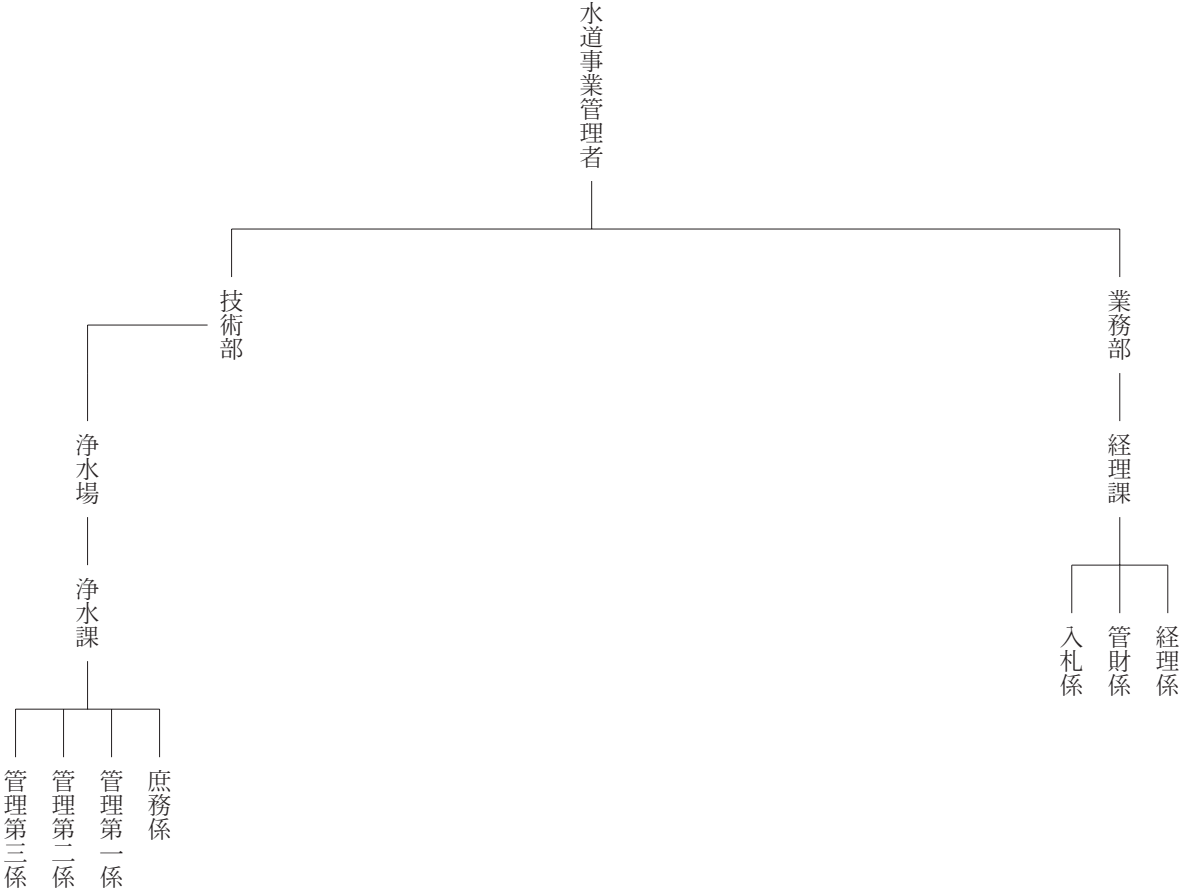
② 鶴舞ポンプ所 同上

③ 布目取水場 同上

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

奈良市水道局自家用電気工作物設置組織図



奈良市水道局自家用電気工作物施設名

木津浄水場	市坂中継ポンプ所	大淵ポンプ所	緑ヶ丘浄水場（緑ヶ丘ポンプ所を含む。）	宝来ポンプ所	黒谷ポンプ所	須川ダム管理事務所	鳥見ポンプ所	緑ヶ丘排水処理所	登美ヶ丘ポンプ所	高樋ポンプ所	興隆寺ポンプ所	中畑第1ポンプ所	中畑第2ポンプ所	南椿尾ポンプ所	東市ポンプ所	中ノ川ポンプ所	大慈仙ポンプ所	沓掛ポンプ所	長谷ポンプ所	帝塚山ポンプ所	鶴舞ポンプ所	布目取水場	奈良市水道局庁舎
-------	----------	--------	---------------------	--------	--------	-----------	--------	----------	----------	--------	---------	----------	----------	---------	--------	---------	---------	--------	--------	---------	--------	-------	----------

別表第 2 中

を

奈良市 水道局 庁舎	鶴舞ポ ンプ所	布目取 水場	奈良市 水道局 庁舎
経 理 課 長 主 任 技 術 者	浄 水 課 長 主 任 技 術 者	浄 水 課 長 主 任 技 術 者	経 理 課 長 主 任 技 術 者
管財係	管 理 第一係	管 理 第三係	管財係
		管 理 第一係	
		管 理 第一係	

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成19年 7 月 2 日揭示済)

奈良市水道局告示第24号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年 7 月 6 日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

名 称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社 ダイシン設備	代表取締役 深田 康憲	大阪府豊中市熊 野町四丁目 1 番 21号	平成19年 6 月22日

(平成19年 7 月 6 日揭示済)

教 育 委 員 会**奈良市教育委員会告示第14号**

平成19年 7 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成19年 7 月 3 日

奈良市教育委員会

委員長 小 谷 勝 彦

- 1 日時
平成19年 7 月10日（火）
午前10時から
- 2 場所
奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 「夢・教育プラン」推進モデル校事業について
(2) 奈良市放課後子ども教室推進事業の実施について
(3) 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会の委員の委
嘱及び任命に関する取扱い基準について
議 事
議案第13号 「奈良市学校規模適正化検討委員会」の委
員の委嘱及び任命について
議案第14号 平成20年度奈良市立幼稚園園児募集要項に
ついて
議案第15号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委
員の委嘱について
議案第16号 奈良市立学校評議員の委嘱について
議案第17号 奈良市いじめ問題対策委員会委員の委嘱又
は任命について
議案第18号 奈良市少年指導センター運営委員会委員の
委嘱について
議案第19号 奈良市社会教育委員の委嘱について
議案第20号 奈良市スポーツ振興審議会委員の一部任命
について

その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
7 月～ 8 月
- (2) 奈良市立図書館だより「芸亭」の発行について
傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時50分まで、
定員 5 名になり次第締め切ります。

(平成19年 7 月 3 日揭示済)

農 業 委 員 会**奈良市農業委員会告示第 9 号**

奈良市農業委員会平成19年 7 月農政部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成19年 7 月 2 日

奈良市農業委員会

農政部長 藤 澤 久 男

- 1 日時
平成19年 7 月10日（火） 午前 9 時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 北棟 5 階 第21会議室

3 審議案件

- (1) 平成20年度農業施策に関する要望書（案）について
- (2) 第44号なら農業委員会だよりの編集について
- (3) その他

(平成19年 7 月 2 日揭示済)

奈良市農業委員会告示第10号

奈良市農業委員会平成19年 7 月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成19年 7 月 5 日

奈良市農業委員会
農地部会長 奥 谷 勝 紀
記

1 日時

平成19年 7 月13日（金） 午後 1 時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 北棟 6 階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第 3 条、第 4 条及び第 5 条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地の競売に係る買受適格証明について（委員会）
- (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (5) 農地法第20条第 6 項の規定による通知の受理について
- (6) 農地法第25条第 2 項の規定による通知の受理について
- (7) 水田利用転換届出について
- (8) 水田・畑地造成形質変更届出について
- (9) 知事許可について（ 6 月許可分）
- (10) 非農地証明について（ 6 月分）

(平成19年 7 月 5 日揭示済)